

年金積立金管理運用独立行政法人 平成28年度計画

平成28年3月31日届出

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人の平成28年度計画を次のとおり定める。

平成28年3月31日

年金積立金管理運用独立行政法人
理事長 三谷 隆博

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。

また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(平成26年7月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号)(以下「積立金基本指針」という。)を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。

このため、分散投資を基本として、管理運用主体(年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標(以下「モデルポートフォリオ」という。)を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合(以下「基本ポートフォリオ」という。)を策定し、年金積立金の運用を行う。

なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成28年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法

(1) 運用の目標

- ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。
- ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成28年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。
ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。

(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。

① 資産全体

基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。

さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。

また、フォワード・ルッキングな観点からのリスクの変化について、ストレステスト等の充実を図る。

② 各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。

③ 各運用受託機関

運用受託機関ごとに運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等

に関する運用ガイドラインを示す。

また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。

運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。

④ 各資産管理機関

資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。

また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。

さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。

⑤ 自家運用

自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。

(3) 運用手法

① 運用手法については、例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリスク管理を行う。

② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。

ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。

③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。非伝統的資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を検討する。

- ④ 収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。
- ⑤ マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。
- ⑥ 運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直すこととし、見直しにあたっては、マネジャー・エントリー制を活用する。
- ⑦ 運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を委託調査研究等の結果も参考として検討する。

(4) 運用対象の多様化

- ① 新たな運用対象については、例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。
- ② オルタナティブ投資において、個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法（L P S（リミテッドパートナーシップ）におけるL P（リミテッドパートナー、有限責任組合）出資）の活用を、法令上の整理に併せて検討する。

(5) 株式運用における考慮事項

株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することについても、運用受託機関の総合評価の視点に加えることを検討する。

また、外国株式運用におけるマネジャー・エントリー制の活用に際して、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提として、E S Gの考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用を検討する。

(6) 財投債の管理及び運用

自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運

用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。

3. 透明性の向上

年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。

具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。

- (1) 基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。
- (2) 管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。
- (3) 平成27年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。）については7月29日に、四半期の運用状況については8月26日、11月25日及び3月3日にホームページ等により情報を公開する。

併せて、平成27年度の管理及び運用実績の状況の公表に当たっては、当法人設立（平成18年度）からの10年間の歩みを振り返り分析し公表するとともに、保有する銘柄に関する情報の開示の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて、市場への影響に留意しつつ、情報公開の充実を図る。
- (4) 監事及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。
- (5) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。
- (6) 運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運

用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。

加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための必要の手続きを進める。

4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

(1) 基本ポートフォリオ

モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産構成割合	35%	25%	15%	25%
乖離許容幅	±10%	±9%	±4%	±8%

(注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の5%を上限とする。

また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。

(2) 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。

また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。

これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議を経て、変更する。

5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

(1) 受託者責任の徹底

慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。

(2) 市場及び民間の活動への影響に対する配慮

年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないように努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。

また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。

- ① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認する。
- ② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。
- ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年2回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。
- ④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成26年2月28日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。

(3) 年金給付のための流動性の確保

年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。

(4) 他の管理運用主体との連携

他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

6. 管理及び運用能力の向上

(1) 高度で専門的な人材の確保とその活用等

- ① 高度で専門的な人材については、運用の多様化に合わせ必要とする業務を明らかにするとともに、採用に当たっては、専門的能力の精査を行う。また、人材の受入に当たっては、運用能力を發揮できるよう環境整備を行う。
- ② 高度で専門的な人材の法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。
- ③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。
- ④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に分かりやすい説明を行う。
- ⑤ 専門人材の強化等については、適宜、運用委員会へ報告するとともに意見を踏まえ推進する。

(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、平成28年度から導入するリスク管理ツールによる分析の強化、情報収集・調査機能の強化などにより、フォワード・ルッキングなリスク管理を含む、リスク管理の高度化を進める。

7. 調査研究業務

(1) 調査研究業務の充実

- ① 管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行うとともに、業務に資する論文等を推奨・発掘する観点から、当該論文等の公募・表彰について、関係団体との協力のあり方も含めて検討する。なお、調査研究の実施に当たっては、法人職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。
- ② 内外の経済動向の把握については経済環境コンサルタントを活用し、適切なリバランス及びキャッシュアウトのため、市場に関する情報収集・分析を行う。

- ③ 年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた調査研究を担える体制整備を検討する。
- ④ 専門調査機関等が主催するセミナーや研修などに参加して内外の情報収集や意見交換を積極的に行う。

(2) 調査研究業務に関する情報管理

共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。

また、選定先等候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。
- (2) 人事評価制度については、経費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。

2. 業務運営の効率化に伴う経費節減

一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本的な方針」という。）等に基づき平成28年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成27年度と比べて1.34%以上の効率化を行う。

人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的な方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。

また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を

公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の6の(1)により対応する。

なお、管理運用委託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。

3. 契約の適正化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。

4. 業務の電子化の取組

多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。

第3 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成28年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

別表1のとおり

2. 収支計画

別表2のとおり

3. 資金計画

別表3のとおり

第5 短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額

20,000億円

2. 想定される理由

予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産

の処分に関する計画

なし

第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

なし

第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備

- (1) 業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リスク管理やコンプライアンスの徹底を図る。
- (2) 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。
また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。
- (3) コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。
- (4) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないように、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。

2. 監事の機能強化等によるガバナンス強化

基本的方針に基づき整備した監事の機能強化等を行うための体制をさらに活用し、監事の機能の実効性を向上させる。

3. 情報セキュリティ対策

情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認を行う。

運用受託機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。

また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。

4. 施設及び設備に関する計画

なし

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附帯する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

6. 職員の人事に関する計画

- (1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。
- (2) 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。
- (3) 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
- (4) 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。

平成28年度の予算

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	28年度計
収入				
年金特別会計厚生年金勘定寄託金	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金	-	6,800	-	6,800
厚生年金勘定より受入	-	-	-	-
国民年金勘定より受入	-	-	6,800	6,800
投資回収金	-	-	2,646,643	2,646,643
総合勘定より償還金受入	1,018,927	342,560	-	1,361,487
総合勘定より国庫納付金受入	1,134,279	150,878	-	1,285,156
運用収入	-	-	6,206,303	6,206,303
雑収入	-	-	175	175
総合勘定より分配金受入	5,740,807	372,329	-	6,113,136
計	7,894,013	872,567	8,859,922	17,626,501
支出				
一般管理費	-	-	810	810
業務経費	-	-	93,224	93,224
総合勘定へ繰入	-	6,800	-	6,800
投資	-	-	6,975	6,975
厚生年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	1,134,279	1,134,279
国民年金勘定へ国庫納付金繰入	-	-	150,878	150,878
年金特別会計厚生年金勘定納付金	1,134,279	-	-	1,134,279
年金特別会計国民年金勘定納付金	-	150,878	-	150,878
厚生年金勘定へ償還金繰入	-	-	1,018,927	1,018,927
国民年金勘定へ償還金繰入	-	-	342,560	342,560
年金特別会計厚生年金勘定寄託金償還	1,018,927	-	-	1,018,927
年金特別会計国民年金勘定寄託金償還	-	342,560	-	342,560
厚生年金勘定へ分配金繰入	-	-	5,740,807	5,740,807
国民年金勘定へ分配金繰入	-	-	372,329	372,329
計	2,153,205	500,238	8,860,788	11,514,231

【人件費の見積もり】

期間中総額1,468百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給与（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

（注）単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成28年度の収支計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	28年度計
収益の部	5,740,807	372,329	6,206,303	12,319,439
経常収益	-	-	6,206,303	6,206,303
資産運用収益	-	-	6,206,303	6,206,303
事業外収益	-	-	-	-
雑益	-	-	-	-
総合勘定分配金収入	5,740,807	372,329	-	6,113,136
費用の部	-	-	6,206,303	6,206,303
経常費用	-	-	93,167	93,167
業務経費	-	-	92,255	92,255
業務経費	-	-	91,755	91,755
賞与引当金繰入	-	-	250	250
退職給付費用	-	-	46	46
減価償却費	-	-	204	204
一般管理費	-	-	911	911
一般管理費	-	-	670	670
賞与引当金繰入	-	-	20	20
退職給付費用	-	-	177	177
減価償却費	-	-	44	44
財務費用	-	-	1	1
繰入前利益	-	-	6,113,136	6,113,136
厚生年金勘定分配金繰入	-	-	5,740,807	5,740,807
国民年金勘定分配金繰入	-	-	372,329	372,329
当期利益金(△当期損失金)	5,740,807	372,329	-	6,113,136

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

平成28年度の資金計画

(単位:百万円)

	厚生年金勘定	国民年金勘定	総合勘定	28年度計
資金収入	2,153,205	500,238	2,747,652	5,401,095
前年度よりの繰越金	-	-	-	-
業務活動による収入	2,153,205	500,238	2,747,652	5,401,095
年金特別会計厚生年金勘定寄託金による収入	-	-	-	-
年金特別会計国民年金勘定寄託金による収入	-	6,800	-	6,800
厚生年金勘定からの受入による収入	-	-	-	-
国民年金勘定からの受入による収入	-	-	6,800	6,800
総合勘定からの償還金の受入による収入	1,018,927	342,560	-	1,361,487
総合勘定からの国庫納付金受入による収入	1,134,279	150,878	-	1,285,156
投資回収金収入	-	-	2,646,643	2,646,643
運用事業収入	-	-	94,033	94,033
その他の業務収入	-	-	175	175
投資活動による収入	-	-	-	-
敷金・保証金回収による収入	-	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-	-
資金支出	2,153,205	500,238	2,747,652	5,401,095
業務活動による支出	2,153,205	500,238	2,746,342	5,399,785
資金運用の投資による支出	-	-	6,975	6,975
一般管理費支出	-	-	800	800
業務経費支出	-	-	91,923	91,923
総合勘定への繰入による支出	-	6,800	-	6,800
厚生年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	1,134,279	1,134,279
国民年金勘定への国庫納付金繰入による支出	-	-	150,878	150,878
厚生年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	1,018,927	1,018,927
国民年金勘定への償還金繰入による支出	-	-	342,560	342,560
寄託金償還による支出	1,018,927	342,560	-	1,361,487
国庫納付金による支出	1,134,279	150,878	-	1,285,156
投資活動による支出	-	-	1,263	1,263
固定資産取得による支出	-	-	1,263	1,263
敷金・保証金支払による支出	-	-	-	-
財務活動による支出	-	-	47	47
次年度への繰越金	-	-	-	-

(注1) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注2) 投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む。